

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 14 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

東北地方太平洋沖地震における精神保健及び精神障害者福祉
に関する法律に規定する入院手続の実施について

東北地方太平洋沖地震の影響で、業務上の支障が生じていることと思いますが、被災中の標記に係る取扱いについては、添付のQ&Aをご了知いただき、精神障害者に対する適切な医療の確保をお願いいたします。

<連絡先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課 企画法令係 中野、高寺（内線3055）

精神医療係 元村、川崎（内線3058）

TEL 03-3595-1111

FAX 03-3593-2008

(別添)

1. 24条通報を受けた場合の診察等の体制が十分にとれない場合はどうするのか。

警察から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定に基づく通報を受けた場合、措置入院を行うためには、法第27条の規定に基づき都道府県知事の監督下にある職員が精神保健指定医の診察の立ち会いを行うことが必要である。

当該職員の立ち会いを行うことができないが入院が必要である場合、法第29条の2第1項に基づき、精神保健指定医1名（緊急措置入院を行う医療機関の精神保健指定医でも良い。）の診察を経て緊急措置入院によることとなる。

この場合、都道府県知事は72時間以内に措置入院を行うか否かを決定しなければならず、措置入院に移行する際は、精神保健指定医2名による診察を要し、都道府県の職員は診察の立ち会いを行うことが必要であるところ、被災県において、交通網の事情等により、県職員の立ち会いが著しく困難である場合には、精神保健指定医2名（やむを得ない場合には、措置入院を行う医療機関の精神保健指定医2名でも差し支えないものとする。）の診察のもと、精神保健指定医から電話により県職員に確認を求めることをもって措置入院に移行することも可能とする。

なお、そのような形で、措置決定をした場合、県の職員は、できる限り速やかに入院した患者の診察が適切に行われたかを確認することが求められる。

2. 被災した医療機関から他の医療機関に医療保護入院者を転院させたいが、保護者が見つからず、同意をとれない場合はどうするのか。

このような被災した精神科医療機関からの転院においては、転院先の医療機関に連続して入院したものとみなし、新たな保護者の同意及び精神保健指定医の診察は不要として差し支えないものとする。

なお、被災した医療機関においては、当該患者の退院届につき提出が可能な場合は提出するものとする。

また、転院先の医療機関においては、入院届を提出するものとし、「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」欄及び「保護者」欄は被災した医療機関において記載していた内容を記載するとともに、「生活歴及び現病歴」欄に当該特例の取扱いによる転院である旨が分かるよう記載しておくこと。

3. 医療保護入院を行う際、保護者や扶養義務者を見つけるのが困難な場合はどうするのか。

医療保護入院を行うに当たっては、まずは保護者となる者を探し、扶養義務者がいる場合には法第33条第2項に基づく入院手続きを行うこととなっているが、そのような保護者や扶養義務者を見つけることが困難な場合（保護者や扶養義務者と連絡が取れない場合等も含む。）には、市町村長同意を行って差し支えない。

なお、市町村長以外に保護者になりうる者がいることが明らかになった場合は、速やかにこれらの者の同意による医療保護入院に切り替えること。

4. 居住地のある市町村長と入院先医療機関の市町村長のいずれの同意を要するのか。

保護者が見つからず医療保護入院の手続きを行う場合、法第21条には、市町村長が保護者となることとされており、その市町村は「その精神障害者の居住地を管轄する市町村」となっており、居住地がないか又は明らかでないときは「その精神障害者の現在地を管轄する市町村長」が保護者になることと規定されている。

入院患者の居住地が被災地域にあり、それが失われている可能性がある場合や、居住地の市町村長が同意することが著しく困難である場合は、現在地（入院する医療機関が存在する市町村）の市町村長の同意でも医療保護入院の手続きを行うことは差し支えない。